



平成 29 年 3 月 10 日
内閣府（防災担当）

「平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」等について

平成 28 年等に発生した災害について、局地激甚災害及びこれらに適用すべき措置を指定する等の 2 つの政令が 3 月 7 日（火）に閣議決定され、本日公布・施行されました。

I 政令の概要

（1）平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

本政令により、平成 28 年等に発生した災害（梅雨前線及び台風第 16 号によるものを除く。）について、局地激甚災害を指定するとともに、これに対し適用すべき措置を指定します（別紙参照）。

（2）平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成二十八年九月十七日から同月二十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

平成 28 年に発生した梅雨前線及び台風第 16 号による災害については、全国を対象とする激甚災害に指定されているところですが、本政令により、それぞれの指定政令を改正し、公共土木施設の災害復旧事業等に関する特別措置等が適用される市町村を追加指定します（別紙参照）。

II 適用措置ごとの災害数と市町村数

上記 2 政令により、早期局激を含む平成 28 年等の局地激甚災害に対する主な措置等は、次のとおりとなります。

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する措置（激甚法第 3 条及び第 4 条）

対象災害数：2（豪雨・暴風雨 2）
対象市町村数：10 市町村
査定事業費計：約 78 億円

(2) 農地等の災害復旧事業等に関する措置（激甚法第5条）

対象災害数：6（地滑り5、豪雨1）

対象市町村数：7市町村

査定事業費計：約12億円

(3) 小災害債に関する措置（激甚法第24条）

対象災害数：8（地滑り5、豪雨・暴風雨3）

対象市町村数：17市町村

Ⅲ 適用措置の概要

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条及び第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ）

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では農地等は82%→95%に嵩上げ）

(3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

公共土木施設や農地等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

Ⅳ スケジュール

3月7日（火） 閣議決定

3月10日（金） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 後藤、玉田、阿部

03-5253-2111（代表、内線51382・51383） 03-3593-2847（直通）

平成28年等局地激甚災害及び適用措置

自然現象及び 災害期間	対象地区					適用措置			(参考)
						3条 4条	5条	24条	対象 政令
	都道府 県名	郡名	市町村名		公共 土木 施設	農地 等	小災 害償		
平成26年8月1日から 平成28年7月28日までの地滑り	高知県	吾川郡	あがわぐん	仁淀川町	によどがわちよう		○	○	I (1)
平成26年8月1日から 平成28年1月20日までの地滑り	高知県	高岡郡	たかおかぐん	津野町	つのちよう		○	○	
平成27年9月7日から 平成28年7月11日までの地滑り	静岡県			藤枝市	ふじえだし		○	○	
平成27年12月10日から 平成28年9月30日までの地滑り	徳島県	美馬郡	みまぐん	つるぎ町	つるぎちよう		○	○	
平成28年4月6日から同月7日までの豪雨	長野県	北安曇郡	きたあづみぐん	小谷村	おたりむら		○	○	
	高知県	安芸郡	あきぐん	北川村	きたがわむら		○	○	
平成28年6月6日から7月15日までの豪雨 (梅雨前線) ※農地等(5条)は本激指定済み	熊本県	下益城郡	しもましきぐん	美里町	みさとまち	◎	／	◎	I (2)
	熊本県	阿蘇郡	あそぐん	産山村	うぶやまむら	◎	／	◎	
	熊本県	上益城郡	かみましきぐん	御船町	みふねまち	◎	／	◎	
	熊本県	上益城郡	かみましきぐん	甲佐町	こうさまち	◎	／	◎	
	熊本県	上益城郡	かみましきぐん	山都町	やまとちよう	◎	／	◎	
	宮崎県	東臼杵郡	ひがしうすきぐん	諸塚村	もろつかそん	○	／	○	
	宮崎県	西臼杵郡	にしうすきぐん	五ヶ瀬町	ごかせちよう	◎	／	◎	
	鹿児島県	鹿児島郡	かごしまぐん	十島村	としまむら	○	／	○	
平成28年6月29日から10月31日までの地滑り	徳島県			三好市	みよしし		○	○	I (1)
平成28年9月17日から同月21日までの 暴風雨及び豪雨(台風第16号) ※農地等(5条)は本激指定済み	高知県	幡多郡	はたぐん	三原村	みはらむら	○	／	○	I (2)
	鹿児島県			垂水市	たるみずし	◎	／	◎	

※ 「◎」：早期局地激甚災害として指定済み 「／」：全国を対象とした激甚災害(本激)として指定済み

政令第三十三号

平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二
条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」とい
う。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げると
おり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十六年八月一日から平成二十八年七月二十 八日までの間の地滑りによる災害で、高知県吾川 郡仁淀川町の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに 規定する措置
平成二十六年八月一日から平成二十八年一月二十 日までの間の地滑りによる災害で、高知県高岡郡	

津野町の区域に係るもの

平成二十七年九月七日から平成二十八年七月十一日までの間の地滑りによる災害で、静岡県藤枝市の区域に係るもの

平成二十七年十二月十日から平成二十八年九月三十日までの間の地滑りによる災害で、徳島県美馬郡つるぎ町の区域に係るもの

平成二十八年四月六日及び同月七日の豪雨による災害で、長野県北安曇郡小谷村及び高知県安芸郡北川村の区域に係るもの

平成二十八年六月二十九日から十月三十一日までの間の地滑りによる災害で、徳島県三好市の区域に係るもの

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

政令第三十二号

平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成二十八年九月十七日から同月二十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第一条 平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「並びに宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町」を「、宮崎県東臼杵郡諸塚村及び西臼杵郡五ヶ瀬町並びに鹿児島県鹿児島郡十島村」に改める。

(平成二十八年九月十七日から同月二十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正)

第二条 平成二十八年九月十七日から同月二十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十八年政令第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「鹿児島県垂水市」を「高知県幡多郡三原村及び鹿児島県垂水市」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○ 平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百八十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	<p>激 甚 災 害</p> <p>平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害</p>	<p>激 甚 災 害</p> <p>平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害</p>
<p>備考 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。</p>	<p>備考 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに熊本県下益城郡美里町、阿蘇郡産山村並びに上益城郡御船町、甲佐町及び山都町、宮崎県東臼杵郡諸塚村及び西臼杵郡五ヶ瀬町並びに鹿児島県鹿児島郡十島村の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに熊本県下益城郡美里町、阿蘇郡産山村並びに上益城郡御船町、甲佐町及び山都町並びに宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>

○ 平成二十八年九月十七日から同月二十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第三百三十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）			
<p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>			
激 甚 災 害	適用すべき措置	激 甚 災 害	適用すべき措置
平成二十八年九月十七日から同月二十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに高知県幡多郡三原村及び鹿児島県垂水市の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置	平成二十八年九月十七日から同月二十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに鹿児島県垂水市の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成二十八年台風第十六号によるものをいう。		備考 上欄の暴風雨とは、平成二十八年台風第十六号によるものをいう。	